

第 624 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 17 年 3 月 11 日（金） 13：30～15：30
- 2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
- 3 議 題
 - (1) 庶務事項
 - 1) 統計審議会専門委員の発令について
 - 2) 部会長の指名及び部会に属すべき専門委員の指名について
 - (2) 諮問事項
○諮問事項 299 号「特定サービス産業実態調査の改正について」
 - (3) 答申事項
 - 1) 諮問第 297 号の答申「作物統計調査の改正について」（案）
 - 2) 諮問第 298 号の答申「平成 17 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」（案）
 - (4) 部会報告
 - (5) その他
- 4 配布資料
 - 1) 統計審議会専門委員の発令について
 - 2) 部会長の指名及び部会に属すべき専門委員の指名について
 - 3) 諮問事項 299 号「特定サービス産業実態調査の改正について」
 - 4) 諮問第 297 号の答申「作物統計調査の改正について」（案）
 - 5) 諮問第 298 号の答申「平成 17 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」（案）
 - 6) 部会の開催状況
 - 7) 平成 17 年 1 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 53 巻・第 1 号）
 - 8) 指定統計の公表実績及び予定
- 5 出席者
 - 【委 員】
美添会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、須田委員、
後藤委員、清水委員、新村委員、西村委員、引頭委員
 - 【統計審議会会議内規第 2 条による出席者】
《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》
総務省江端統計調査部長、厚生労働省鳥生統計情報部長、同木曾保健統計室長、
農林水産省小西統計部長、同野村生産流通統計課長、経済産業省伊藤統計企画室長、
国土交通省矢島企画調整室長、東京都春川商工統計課長
《会長が議事に関係があると認めた者》
経済産業省森野経済産業調査官
 - 【事務局（総務省統計基準部）】
総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

6 議 事

(1) 庶務事項

1) 統計審議会専門委員の発令について

美添会長から、統計審議会専門委員が、資料1のとおり発令された旨報告があった。

2) 部会長の指名及び部会に属すべき専門委員の指名について

美添会長から、資料2のとおり部会長の指名及び部会に属すべき専門委員の指名を行った旨報告があった。

(2) 諮問事項

○諮問事項 299号「特定サービス産業実態調査の改正について」

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官が、資料3の諮問文の朗読及び補足説明を行った。続いて、経済産業省経済産業政策局調査統計部産業統計室の森野経済産業調査官が、改正計画案の説明を行った。

[質 疑]

舟岡委員) エステティック業の調査を今回は休止して、事業所・企業統計調査で細分類として把握できるまで待つのは適当だろうと思う。伺いたいのは、事業所・企業統計調査においては、事業所の格付は主業で格付しているが、特定サービス産業実態調査は従来はアクティビティを捉える調査であったので、副業としてエステティック業を営む事業所も調査対象になっていた。次回の調査からは事業所・企業統計調査を母集団名簿とすることで調査対象の範囲を変更するのか。

森野調査官) まず第一に、このエステティック業については、平成14年調査において、我々はアクティビティ調査を志向していたが、結果的には、この業については主業扱いのところ为主体となっている。というのは、美容院とか理容院、またはネイルサロン等でも実際に行っているところがあり、そういうところの副業的なエステティックは調査対象から外している。

もう1点、主業ということでは、平成18年以降の調査対象全体の名簿作成も考え、今、検討を進めているところであり、そこはまた改めて御審議願わなければならないと思うが、対象の考え方を若干変えていきたいという気持ちもある。

美添会長) 今の件は、それでよろしいか。とりあえず今回、エステティック業については、平成14年にならうとすると、主業が中心になるであろうということであり、平成17年以降の名簿作成の段階で改めて考えるということである。

飯島委員) 特定非営利活動法人「日本エステティック機構」というのは、どういう機構なのか。社団法人、財団法人、それとも中間法人なのか。現在、どれくらいの加入実績があるのか。

森野調査官) 財団とか社団といったような形はとっておらず、任意団体である。今

現在は、機構に参加を求めているところであり、数そのものはまだ把握できていない。

篠塚委員) ちょっと今の点についてであるが、特定非営利活動法人というのは、任意団体ではなく、きちんと認められている法人である。ただ、資本金はゼロからでもスタートできるが、特定の非営利活動をしているということの認定を受ける必要があり、東京都だったら東京都が認可することになる。

森野調査官) 失礼した。そのとおりである。

篠塚委員) 「日本エステティック機構」は、去年の5月に設立されているのだから、会員が何人いるかということはある程度分かっているはずである。今回は、平成14年の調査時と比べ、このNPOを認めて、会員に入っているということを認知して待ちましよう判断したのだらうと思っていたので、どのぐらい加入しているかについては、きちんと調べていただきたい。

森野調査官) 承知した。

美添会長) 今、お手元に資料がなければ、部会審議でその点は十分確認をしていただきたい。

須田委員) 「新聞業」及び「出版業」の新規の調査についてであるが、新聞社がもともと出版の部分を中心に取込んでいるものから、費用の関係もあつてアウトソーシングしているもの、それから、今、まさに子会社化しようとしているものなど、そういう話を最近も耳にした。そういう動きがあるときに、「新聞業」、「出版業」というものについて、時間的にみて整合性のとれた統計にするためには、「新聞業」といった場合には新聞だけを取り上げて、それ以外の出版の部分は別扱いにするのか、それとも一緒にして調査しようとしているのか、そこのところを伺いたい。

森野調査官) 今回の私どもの調査計画では、1枚の調査票で「新聞業」、「出版業」をすべて調べたいと思っているので、「新聞業」の出版業務も報告していただくことを考えている。

新村委員) 確か、平成14年調査のときに、毎年調査と周期調査に分けたということを知っているが、両方を区切る基準というのは何かあったのか。

今回、「新聞業」及び「出版業」について、これまで工業統計調査で毎年把握していたものを、3年周期にしたというのは何か基準があつたのか。かなり大きい業種であるという理解をしており、それでよいのだろうかということを思ったので、基準があつたら教えていただきたい。

森野調査官) 今の体系にしたのは、平成12年の諮問で御審議いただき、平成12年から開始している。「物品賃貸業」と「情報サービス業」の2業種は毎年調査となっているが、「情報サービス業」については、IT化の進展に伴い、3年周期では実態把握が遅れてしまうのではないかとということで毎年調査とし、「物品賃貸業」については、設備投資が我が省の大きな

着眼点でもあったので、それにつながる「物品賃貸業」は毎年調べてきた。

今回の「新聞業」については、いつの時点で調査するかということについても議論したが、平成 17 年が各種経済指標の基準年に当たっており、17 年にセットした。しかし、先ほども申し上げたように、18 年以降は業種編成も含めて議論しているので、その辺も含めて毎年調査と周期調査をいかに分けるかなどを更に検討していきたいと思っている。

廣松委員) 先ほどの須田委員の質問と関連するが、調査票は「新聞業」と「出版業」が同じ調査票になっており、その意味では先ほどの須田委員へのお答えはいいと思うが、集計するときは「新聞業」と「出版業」をまとめてやるのか。それとも、別々に集計、公表を行う予定なのか。

森野調査官) 基本的には、企業のところで「新聞業」、「出版業」、「その他」という分類を調査するので、それぞれに分けて集計したいと考えている。

美添会長) それでは、幾つか、疑問点、質問等があったので、これらについては、運輸・流通統計部会で審議の際に参考にしていただきたい。

他に意見等がなければ、本件については、運輸・流通統計部会で審議していただくこととし、清水部会長にお願いする。

(3) 答申事項

1) 諮問第 297 号の答申「作物統計調査の改正について」(案)

総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官が、資料 1 の答申(案)の朗読を行った。続いて、須田農林水産統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

須田部会長) まず、答申(案)作成までの部会における審議結果について御説明する。作物統計調査の改正計画については、1月14日の第622回統計審議会に諮問され、農林水産統計部会では3回にわたって審議し、答申(案)を取りまとめた。

3回目の部会は、お手元の資料6の「第96回農林水産統計部会の結果概要」にあるように、2月24日に開催した。当日、私は海外出張期間中のため出席できなかったが、舟岡部会長代理に議事進行等をお願いし、それまでの審議結果の整理を行った上で、答申(案)の審議を行った。

「第96回農林水産統計部会の結果概要」の5(1)アの本調査の位置付け等においては、将来的な課題を二つに整理している。

一つは、作物統計調査は土地資源の有効利活用という観点からも重要な調査であるが、土地という面では、農林業センサスでも把握されており、両調査の連携を図り、土地の統計を整備することが中期的な課題となる。

もう一つは、100を超える対象品目すべてについて精緻なデータを把握することは、近年の流通形態、作付の動向等からみて困難であることから、水稻・麦・大豆以外の品目については調査の重点化を図ることも必要であり、その際、単収等については、農林業センサスを母集団情報として標本

調査化することも検討すべきであるということで、いずれも答申（案）に盛り込んでいる。

また、ウの調査方法等についても、今回の改正計画をおおむね妥当と判断したが、巡回・見積り調査の整理、作況基準筆への効率的な調査方法の導入という点については、次回改正に向けて検討することとして整理し、答申（案）に盛り込んだ。

なお、答申（案）については、一部の記述について表現の修正、文言の追加等を行うとした上で、部会で了承された。以上が、第96回部会の審議の経過である。

次に、答申（案）の内容について説明する。お手元の資料4を御覧いただきたい。

答申（案）の構成についてである。最近の答申の多くは、大きく分けて、「今回の改正計画」及び「今後の課題」の二つで構成されているが、今回はこれを一本化している。今回の改正計画自体はやむを得ないものとするものの、今後の検討方向の整理といった観点から、次回、平成19年度以降の改正時に、あるいは中期的に検討が必要な事項を課題として整理している。

まず、前文であるが、今回改正は、前回の審議会でも説明したように、「食料・農業・農村基本計画」の見直しがきっかけとなり、本調査を含めた農林水産統計の見直しが始まったこと、「基本方針2004」や、いわゆる「スリム化計画」への対応を行うものとの位置付けを明らかにした上で、統計体系の整備、調査の効率的実施等の観点から審議したものであるとした。

次に、「記」以下の本文についてであるが、1番目のパラグラフでは、作物統計調査は、調査開始以来60年近い歴史を持つ調査であり、現在の状況を客観的に評価するという意味でも重要と考え、調査開始当初の目的、そして、農林水産省の地方統計組織を創設する契機ともなったという本調査の沿革を記述している。

2番目のパラグラフでは、本調査が実測調査を基本として、土地に着目した調査であるという調査の基本的な枠組みを、また、3番目のパラグラフでは、部会における審議でも「本調査がわかりにくい調査である」という指摘があったので、水稻とそれ以外の品目に分けて、調査の基本的な実施方法を整理している。

4番目のパラグラフでは、前回、平成14年に「基本計画」及び本審議会答申を受け、調査体系の整備・再編、調査対象品目の選定基準を設けたこと、主産県調査を毎年全国調査化したことなどの改正を行ったことと、その評価を記述している。

そして、5番目のパラグラフでは、前回の答申から約3年で、なぜ今回の改正を行わなければならなかったかという背景事情の記述である。5年ごとに検討されることとなっている「基本計画」の見直しへの対応が必要になったこと、また、いわゆる「骨太2004」や、「スリム化計画」により、

今後5年間で約4分の1の要員を削減するよう求められているなど、農林水産統計を取り巻く大きな環境の変化もあったことを挙げ、本調査を含めた農林水産統計全般の見直しが行われている中で、本調査については、平成19年を目途に見直しを進めていることを記述している。

これまでが答申の導入部分である。通常の答申に比べればやや詳細な記述となっているが、6番目のパラグラフ以下の今回の改正計画の評価、今後の課題を整理していく上で必要な部分と考えている。

次に、7番目のパラグラフであるが、ここでは今回の改正は見直しの第一段階のものであり、改正趣旨そのものはやむを得ない事情によるものとして、統計調査事務の減量・効率化という観点から、改正計画はおおむね適当と判断している。

しかし、諮問の理由にあるように、統計体系の整備、調査の効率的実施という観点から、部会で審議した結果、次回、平成19年度の改正に向けて、作物統計調査の位置付け、調査の在り方等について、次の四つの課題への検討を求めた。

まず1点目は、本調査の位置付けを踏まえた統計体系の整備という観点からの課題である。本調査の位置付けについては、部会審議でも多くの意見が出された部分である。当初は、国土資源としての土地統計の整備が必要との大きな話もあったが、ここでは本調査と農林業センサスを中心に整理して、今後は土地資源の有効利用という観点からの統計を提供することが重要となっているという考え方で整理した。

農山村地域の土地資源という面では、農林業センサスにおいて把握されているデータもあるし、前回の答申においても農林業センサスとの相互利活用ということが今後の課題として指摘されているところである。このため、統計体系の整備という観点から見れば、農林業センサスのデータと本調査のデータの対応関係等を検証することにより、効率的に農地の利用状況を把握することができないか。また、同センサスを含めた他の統計結果とのデータリンケージを通じて、今後重要となってくる農地の利用状況や多面的機能を明らかにする統計を作成・提供することができないかということで検討を求めた。

2番目は、重点的な調査の実施という観点からの課題である。野菜・果樹等の流通形態は、これまでの農協や卸売市場を中心とした流通から、産直、インターネット販売など、その流通形態が多様化している。また、消費者のニーズに合わせ生産される品目や作型が次々に変化するなど、この調査でその生産実態としての収穫量や作付面積を正確に把握することは困難となってきている。

一方で、導入部分でも説明したように、今、農林水産統計は大幅な要員の縮減や効率的な調査実施を求められていることから、職員で実施している実測調査、農協等に対する聞き取り調査を、将来的には統計調査員を活用した調査に移行することが検討されている。とはいえ、100を超えるよう

な対象品目すべてについて、作付面積、単収、収穫量及び出荷量の詳細なデータを、今後も継続して調査することには限界がある。

巡回・見積り調査は、正確なデータを得るために重要な役割を持っており、専門的知識や経験を要するとして職員により実施されているが、調査には手間がかかる。この巡回・見積り調査については、品目や地域によって重点化を図ること。つまり、相当部分は農協等の集出荷団体で把握できるような品目、地域ではこの巡回・見積り調査を取り止めることや、標本調査を含めて巡回・見積り調査や実測調査に代わる調査方法を検討することも必要ではないかということ課題として検討してほしいとしている。

3番目としては、効率的な調査方法と巡回・見積り調査の明確化という観点からの課題である。この課題は、2番目の調査の重点化ということにも関連するが、現在、単収を把握するために職員が実施している作況基準筆における実測調査、いわゆる「坪刈り」は、今後、耕作者からの聞き取り調査に移行することが検討されている。しかし、単収については、標本調査を導入しても比較的少ない客体数で一定の結果を得ることが可能とみられる。そこで、農林業センサス等を母集団情報とした往復郵送実測調査などを導入する余地も含め、客観的・効率的な調査方法を次回、平成19年度の改正までに検討してほしいとしている。

また、「なお書き」以下は、巡回・見積り調査の役割は理解できるものの、その仕組みは必ずしも明らかではなく、現在はデータの補完としてしか位置付けられていないことから、指定統計調査の調査方法として、次回の改正までに整理が必要であるとしている。

最後は、誤差情報の公表という課題である。本調査では、これまで標本調査にかかる誤差情報が提供されていなかった。一方、平成15年6月に各府省の統計主管部局長等会議で申し合わされた「統計行政の新たな展開方向」においても、その積極的な対応が求められているため、早ければ今月末にも予定されている次の公表分から積極的な対応をしてほしいということである。

答申（案）の内容は以上のとおりである。なお、作物統計調査は通常の統計調査に比べて調査の仕組みが非常に詳細で、理解に時間がかかり、今回の審議も限られた期間での審議であったので、必ずしも細部にわたる審議を尽くしたとは言えないかもしれない。しかし、前回の平成14年答申及び今回の答申（案）に盛り込まれている事項については、是非積極的な取組をお願いしたい。

〔質 疑〕

廣松委員）私も部会に参加していたので、今回のこの答申文に関しては、これでいいと思うが、参考までに教えていただきたい。一昨日、新たな「食料・農業・農村基本計画」が策定されたと聞いたが、この計画の策定に伴い、この作物統計調査に何か直接的な影響が出てくるというようなことはあるのか。

野村課長) 食料・農業・農村政策審議会が3月9日に開催されて答申が出ている。

今後、これを踏まえて閣議決定され、3月中に国会報告という段取りになって、そこで決定という形になるかと思う。

部会ではお示ししたが、去年の夏に中間報告が出ており、農業の構造改革のところについては、担い手に施策を重点化して品目横断的な施策を入れるという部分は変わっていない。その後に議論されているところが、消費者に軸足を移した農業の生産という形のところで、消費者にいろいろな表示等の情報を流すとか、そういう部分が今回出ている。

もう一つは、食料自給率の議論がなされており、現行計画は食料自給率を45パーセントにもっていくということであったが、今回新たにつくられた計画では、後ろに同じく5年ずらして、平成27年までにカロリーベースで45パーセント、併せてもう一つの視点として、野菜あるいは果樹はカロリーでは換算できないということがあり、複眼的な視点から自給率を判断しようということ、金額ベースでのカロリー自給率の目標をつくっている。こちらの方は、現行の70パーセントを76パーセントにもっていくというような中身である。

今回の作物統計との直接の関係については部会でも議論させていただいたが、基本的には担い手への施策の集中ということであり、直接、作物統計調査には影響はないと思う。詳細が決まるのは、今回の基本計画がこの3月末に最終的に策定されたとして、担い手の要件等については今年の秋までに手続を追って検討し、要件等が決まるという形になっているので、その段階で更に具体化するのではないかと考えている。

篠塚委員) 私も部会の審議に参加していたが、答申(案)の最後のところは、いろいろ議論が出たため部会長預かりにさせていただき、最終的な文章についてはこのような形にまとまっているが、文章そのものの解釈がはっきりしない点があるので確認したい。

答申文の2ページから3ページにかけてのところであるが、2ページのマル2の「水稻、麦及び大豆以外の品目に係る・・・」のところから、3ページの最初のパラグラフのところは、「今後も多数の作物、作型別に詳細なデータを得ることは限界があるものと考えられる。」という文章を受けて、「そのため、これらの品目に係る調査については」という文章になっている。しかし、先ほどの須田部会長の詳細な説明を聞くと、この文章の最後の「巡回・見積り調査及び実測調査の重点的な実施等について検討すること」というところは、「巡回・見積り調査及び実測調査に代わるような方法などについても検討すること」というふうにも聞こえる。

この文章の「重点的な実施等について検討する」というのが、何を重点的に実施するのかよく分からなかった。これは、前の文章のところでは「多数の作物」とか「作型が100もある」とか、そういうことについて、「これ以上詳細なデータを得ることに限界がある」という文章になっており、これを受けたものとして、品目についての重点的な実施というふう

解釈したが、それでよろしいのかということが一つである。

マル3の方は、今度は逆に、巡回・見積り調査という調査方法のことについて言っており、これがちょっと紛らわしく、「仕組みが明快でないから、この巡回・見積り調査そのものについては・・・」というふうに読んだが、そのような整理でいいのかどうか。

桑原審査官) 事務局から説明をさせていただく。マル2のところは、非常に人手がかかるので、品目ごとに見て調査そのものを絞り込むという観点からの整理、それから、マル3のところは、調査方法を効率化するという形での整理をさせていただいた。

篠塚委員) そうすると、マル2の重点的というのは、調査方法のことではないのか。その前の文章のところでは「巡回・見積り調査及び実測調査の重点的な実施等」という表現になっており、ちょっと紛らわしくないか。品目を重点的に調査するというなら、もう少し明確にしないと、これを受けて次のときにまた同じような問題が起きるのではないかと思う。

須田部会長) 品目を重点化するという事ではないと思う。

篠塚委員) 品目を重点化するという事ではないにしても、ここでは調査手法そのものの重点化については言っていないとすると、この答申を受けてまた次のときに「巡回・見積り調査及び実測調査の重点的な」という文章だと誤解が生じないかということである。

今の桑原統計審査官の回答であると、「重点的」という意味は、マル2は品目とか作型別、そのところを重点的にというふうに理解した。

野村課長) 実施者サイドの理解としては、今、部会長にお答えいただいたとおりである。マル2のところは、全体をとらえた上で「その際」とつなげているが、マル3はその中でも手法に限って言えばということであり、マル2のところはすべての品目について巡回・見積り、実測調査をやる必要はないのではないか。ある品目については、従来どおりきちんとした巡回・見積りと実測調査は必要かもしれないが、ある品目については、例えば農協等の面接調査だけで終わらせたかどうかというような観点から書いてあるというふうに理解している。だから、「重点的」というのは、「巡回・見積り及び実測調査の重点的な実施」という趣旨だと理解している。

なお、調査対象品目の選定基準については、平成14年の答申で定めていただいているので、それに基づいて品目については実施するという理解をしている。

マル3については、その重点的な実施を行う中で、調査手法に関して、その際、センサス母集団の単収の調査方法についても検討してみてもどうかという御示唆だと理解している。

美添会長) 今の件であるが、私も、平成14年の審議のときに部会に参加していたので、その流れで聞くと疑問に思わなかったが、文章としては素直に読みにくい部分もあるかもしれない。文言訂正ということではなくて、これを読むときには、平成14年のときの諮問、答申の文書と、今回のこの審議会に

おける議論を必ず踏まえて、平成 19 年の改定のときに参考にするということで、篠塚委員には御理解いただけないか。

篠塚委員) 了解した。結構である。

美添会長) 今回のこの答申(案)であるが、先ほど申し上げたように、前回、平成 14 年のときには私自身がこの部会の委員として諮問、答申にかかわっており、その時点の理解では平成 19 年度に見直しが入るということだったが、今回説明があったような事情で中間に見直しを入れたという整理になっている。今後の課題は、明確に書かれている。先ほどのマル 2、マル 3 については、ただいま議論のあったような理解の下で整理がされているので、当審議会の答申として採択したいと思うが、よろしいか。

(異議なしとの声あり)

特段異議がないようなので、これをもって総務大臣に対して答申することとしたい。

ただいまの答申に対して、農林水産省の小西統計部長からごあいさつを頂く。

小西部長) ただいま、作物統計調査の改正について御答申を頂き、調査実施者として御礼を申し上げたい。

答申にも触れていただいたが、農林水産省においては、新しい「食料・農業・農村基本計画」に基づく施策の推進に対応するとともに、「スリム化計画」や「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」などにも対応し、農林水産統計全体について、ニーズの低下した統計の廃止や、アウトソーシングの推進のための調査員化などの見直しを行うことにより、政策ニーズに即して、かつ効率的な農林水産統計の実現を目指すこととしている。

今回の作物統計調査の改正は、この見直しの第一歩であり、答申を受けて、これを着実に実施するとともに、答申で次回の改正等に向けて御示唆いただいた課題については、本日御議論のあった点も踏まえながら、今後、政策ニーズに対応しつつ検討を行い、他の統計データとの連携を図ることなどにより、土地資源の有効利用の観点からの統計を効率的に作成するなど、農業関係者のみならず、消費者など幅広いユーザーに活用される作物統計となるように努めてまいりたい。

最後に、美添会長、須田部会長始め委員の皆様の御審議に感謝申し上げ、今回の答申に対するごあいさつとさせていただきます。

2) 諮問第 298 号の答申「平成 17 年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」(案)

総務省統計局統計基準部の桑原統計審査官が、資料 5 の答申(案)の朗読を行った。続いて、廣松国民生活・社会統計部会長が、審議経過及び答申(案)の説明を行った。

廣松部会長) これまでの国民生活・社会統計部会の審議の経緯と答申(案)について

御説明申し上げます。

まず、部会審議の経緯についてであるが、本年1月14日に諮問された「平成17年に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」は、国民生活・社会統計部会で3回にわたり審議を行い、ただいま朗読いただいた答申（案）を取りまとめた。

このうち、1回目の1月21日及び2回目の2月10日の部会審議の結果の概要については、前回の2月18日に開催された審議会で御報告したとおりである。2月24日に開催された3回目の部会、これは第107回国民生活・社会統計部会について、お手元の資料6の「部会の開催状況」の3ページ及び4ページに結果概要をまとめている。この3回目の部会においては、1回目及び2回目の部会において出された意見への対応について、調査実施者から報告を受け、審議の整理を行った。

この内容に関しては、答申（案）と重複するので、説明は省略させていただき、答申（案）の説明の中で行いたいと思う。

3回目の部会における主な議題は答申（案）の審議であり、答申（案）の案文の一部で部会長預かりとさせていただいた修文を要する箇所を除き、部会として了承されたものである。

それでは、答申（案）の内容について御説明する。答申（案）は、前文と「今回の調査計画」及び「今後の課題」という形で構成されており、前文に関しては、諮問文をそのまま受けている。

「記」のところの「今回の調査計画」であるが、調査実施者から提出された調査事項の改正に関し、評価と改善を求めている。具体的に、今回の調査計画では「ホームページの開設」、「電子カルテシステムの導入状況」等、情報化の進展状況の内訳を把握する設問を追加することとしている。その一方で、ニーズの薄れた「夕食の状況」のうちの「食事開始時間」等の項目については、報告者負担軽減の観点から削除する計画である。これらの変更については、おおむね妥当と判断した。

しかしながら、更に改善を要する点として、答申文の1ページから2ページにかけて4点挙げている。まず、1ページの下から2行目にあるマル1として、前回、平成14年調査計画に対する本審議会の答申において指摘されている事項であるが、「施設名」、「所在地」等については、プレプリントの導入を検討するよう、平成14年のときの答申においては「今後の課題」として指摘した。これについては、調査実施者においても前向きに検討され、次回、平成20年調査においてはその導入を図るということである。そのため、今回調査では、次回調査においてプレプリントの本格的な導入を円滑に行うため、一部の調査対象施設において試行的にプレプリントを導入するよう求めている。ただ、そのとき実査部局である東京都から、そういう場合に、当然のことながら保健所単位で調査票をまとめなければいけない、そういう新たな作業が追加されることになるので、そういうものの妥当性も含めて試行的に行っていただくということを求めている。

次に、マル2の「受動喫煙対策の状況」についてである。この調査事項は、健康増進法により受動喫煙対策をしっかりと行うことが言われており、その把握のための事項である。新たに追加されたものであるが、禁煙・分煙等の状況をよりの確に把握できるよう、厚生労働省が各府省に提案している「受動喫煙対策に関するモデル案」に即した設問に改めるということを要求している。具体例であるが、この会議室を出た右側に喫煙所があったが、あそこは扉がない。そうすると煙は外へ出ていくので不十分である。この建物の1階に区画があつて、そこが喫煙室になっているが、そこは完全に閉じられていて、その中に吸煙装置があつて外には漏れないような形になっている。そういうことで、最近、同じ受動喫煙対策と言っても、いろいろな形態のものが出ているので、そこをもう少し具体的な形でとれるように設問を修正することを求めている。

次に、マル3の「職員のための院内保育サービスの実施状況」についてである。当初の計画では、この調査項目に関しては削除することとしていたが、厚生労働省で実施している補助事業の進捗状況を継続して把握するため、今回調査においても引き続き調査することを求めている。

また、マル4では、「従事者数」、「各種委員会の設置状況」について、正確な記入を期するために、その定義を明確にするように求めている。これは、「記入の手引」の段階の議論であるが、正確な記入を期するためなるべく丁寧な説明が必要であるということである。

これらの4点については、既に部会において調査実施部局である厚生労働省から対応案が示されて、資料の別添の4にある調査票には、新旧対照表も含めて、既に訂正が行われている。

続いて、患者調査の今回計画についてである。まず、1番目のパラグラフにおいて、「今回調査では、前回答申において指摘された専門医療機関や二次医療圏単位での傷病別患者数の的確な推計のための標本設計の見直し等を行う」ということを述べている。

それを踏まえて、今回の調査計画では、具体的な改正内容として、「すなわち」以降から始まる2番目のパラグラフ以降で述べている。

まず、病院の標本設計に関しては、マル1として、従来、病床規模では4区分としていた抽出層を7区分に細分化し、マル2として、地域医療支援病院を抽出層に追加する。マル3として、500床以上の大規模病院を悉皆調査とする等、多種多様な医療機関の患者の状況をよりの確に反映するための変更を行うとともに、マル4として、一方で500床以上の病院については、「病院（奇数）票」を活用、つまり出生年月日の日のところが奇数日である患者の施設内抽出率を、従来の10分の5から10分の3に下げることによって、大規模病院における報告者負担の軽減を図るという計画について述べている。これも、前回、平成14年の答申において、「今後の課題」として指摘されたところであり、それに対応する変更である。

また、3番目のパラグラフでは、診療所の調査日について、診療所の休

診が多い木曜日を避けて、火曜日、水曜日、金曜日を調査日とするようにしており、調査結果の精度向上を図ることとしている。

続いて、4番目のパラグラフでは、「受療状況」の中の外傷の原因に係る設問の中に、最近、増加しつつある自転車交通事故を追加することなど、調査事項の変更を行うこととしている。

さらに、5番目のパラグラフでは、集計事項に関して、医療施設調査と患者調査とのデータの相互比較がより詳細に行えるように、結果表章上の病床規模の階級区分を医療施設調査と可能な限り共通化することとしている。

以上、これらの点については、的確な統計の作成・提供に資するものであり、おおむね適当であるとした。

しかしながら、2ページの終りから3ページにかけての、標本設計の変更の部分であるが、500床以上の病院の施設内抽出率を10分の3に下げることについては、この層の精度に及ぼす影響は小さくないと考えられること、また、500床未満の層の一部の病院については、500床以上の病院の負担よりも大きくなるという逆転現象が起こる可能性があることから、病床規模による負担の逆転を緩和するという意味も含めて、この層の施設内抽出率を段階的なものにするのが適当であるとした。具体的には、資料6の「第107回部会の結果概要」の3ページ、あるいは4ページのところで、500床から599床の層の病院を10分の4、600床以上の病院に関して10分の3とする標本設計の変更を求めている。

さらに、なお書きとして、今回の調査結果について、標本設計を変更したものであるから、その精度を検証することを求めている。

以上が、今回の調査計画に関する評価と改善すべき点である。

続いて、2の「今後の課題」について御説明する。まず、(1)の両調査に共通する事項、すなわち医療施設調査と患者調査の両方に共通する事項という意味であるが、この共通する事項に関して、前回答申において「調査の効率的実施及び報告者負担の軽減の観点から、オンライン調査の導入について検討を行う必要がある」と指摘している。これに関しては、政府が電子政府構築計画に基づき、平成17年度末までに策定を予定している統計調査等の業務・システムに係る最適化計画を策定しているところであるので、今後、これに併せて、両調査におけるオンライン調査の導入について検討を行う必要があるとした。

将来的に二つの調査がオンライン報告化されると、調査の効率的実施が図れるだけでなく、作成される統計自体もより多角的なものになると期待している。

なお、この課題は、一番最後の患者調査における複数の傷病の把握とも関係するものである。

次いで、(2)の医療施設に関する今後の課題である。マル1として、この医療施設調査では、従来、一般診療所及び歯科診療所において、従

事者数を把握している。病院に関しては、病院報告の方で従事者数を把握している。本調査では、この従事者数に関して、実人員と常勤換算した数の両方を把握している者は、医師、歯科医師、看護師等である。ただ、それ以外の職種については、今回調査の計画においては引き続き常勤換算した数を把握することとしている。したがって、実人員では把握しないということになっている。また、この従事者数については、男女別の把握はされていない。

この点に関して、今回の部会審議の中では一番活発に、いろいろな議論、意見があった。例えば、部会の結果概要にもあるとおり、男女別の把握については、「介護現場では女性のマンパワーによるところが大きく、今後、医療サービスの実態把握等を行う上で男女別のデータも必要になる」、さらに、「ジェンダー統計の整備の観点から重要な事項であり、今回限りでなく、少なくとも今後の課題としておくことが適当である」という意見が出た。

答申（案）としては、これらをまとめて、「医療施設における従事者数が増加している中で、一部の職種によっては従事者の勤務形態が多様なものとなっていると考えられることから、本調査の役割を踏まえ、必要な職種については実人員の把握と同時に、男女別の把握についても、ジェンダー統計を整備するという観点から、必要な範囲での男女別の把握の可能性について検討すること」という表現にした。

続いて、マル2の医療施設の経営状況についてである。これまで、この医療施設調査では医療サービスの提供に係る事項を中心に調査してきており、医療施設の経営状況の詳細については他の標本調査、具体的には承認統計調査である「医療経済実態調査」で病院、診療所合わせて約5,700施設を抽出して調査しているため、本調査においては把握されていない。

この部分に関しては、本審議会でもそうであるが、部会でも大変大きな議論となった。特に、この審議会では、「サービス業基本調査」が平成元年に導入された際、医療施設は本調査で対象となっているとの理由で「サービス業基本調査」の調査対象から除かれたという経緯がある。したがって、「医療経済実態調査」ほどの詳細な調査項目ではなくても、収支等の主要な項目だけでも把握することができないかという意見があった。また、部会でも、このような項目を把握することについては、本調査の本来の目的ではなく、また調査拒否の可能性も考えられ、調査が困難になるおそれがあるという意見も出された。経営の状況を把握するということは、調査への影響も少なからずあるという指摘である。

これらの意見を踏まえ、部会では、「中長期的に検討すべき課題である」というふうに取りまとめ、答申（案）では、「本調査の役割を踏まえ、報告者負担の軽減等に配慮しつつ、今後、医療施設の全体的な状況の把握が可能となるような方策を中長期的な課題として検討すること」

という形にしている。

続いて、今後の課題の3番目、患者調査についてである。患者調査については、前回の平成14年調査において、副傷病名を削除した経緯があるが、その答申において、「医療事務の電子化等の進展を踏まえながら、同一の患者についての複数の傷病の把握について検討を行う必要がある」と指摘している。これについても、「現状では把握がかなり困難である」という専門委員からの指摘があった。

こうしたことを踏まえて、答申（案）の中では、「国民の疾病の実態をよりの確に把握するため、複数の傷病を持つ者についてそれらの傷病名を把握することが適当と考えられるので、報告者負担に配慮しつつ、電子カルテの普及及び調査のオンライン化等の進展も踏まえ、その把握方法とデータ活用の在り方について引き続き検討する」というようにした。

結果的に、今回の部会審議は二つの調査を審議するということになり、答申案文も4枚にわたる少々長めのものになったが、今回の調査計画では、とりわけ患者調査について、報告者負担の軽減と多種多様な医療施設の的確な把握の観点から、標本設計を見直すという前回答申からの大変大きな宿題があった。調査実施者においては、少なからぬ御苦勞をなされたと思うが、おかげで前回の平成14年答申の課題の一つが解決されたと評価している。

最後に、今回の「平成17年医療施設調査及び患者調査」が是非とも的確に実施されるよう願う次第である。また、今後の課題として挙げた事項についても、次回、平成20年調査においてできるだけ多くが実現され、そのことにより我が国の統計整備が一層進むことになるよう、調査実施者の努力をお願いしたいと思う。

[質 疑]

引頭委員) 答申そのものには特に何か問題があるということではなく、このままでいいと思うが、3ページ目にある、今、廣松部会長から御説明いただいた「今後の課題」の医療施設調査のマル2の経営状況のことで一言申し上げたい。

いろいろ意見の分かれるところではあるが、病院経営ということを考えると、一昨年から病院債、正式名称は「医療機関債」というものが発行されるようになった。昨年、厚生労働省から発行のためのガイドラインが出ているが、基本的には流通しない私募債ということで、3年間黒字であるとか、3年間監査を受けなさいとか、そういったものが発行の要件となっていると記憶している。ただ、今後、高齢化社会が進む中で、高度医療機器をもっと買わなければいけないとか、病院自体の資金調達が多様化ということを考えてみると、格付の取得というのが中長期的には問題になる可能性があると考えている。

一般的にデット（負債）の格付についてアナリストが格付をするときの考え方は、マクロの分析をして、そこから業界の分析をして、そして対象

機関の分析をするというピラミッド型の分析になっている。ここにも書いてあるように、業界の数字、医療施設の全体的な状況の把握というのが、正に業界の分析の材料ということになるかと思うので、もちろんすぐにとということではないが、中期的にはそうしたものの整備をしていただきたいと思います。

廣松部会長) 格付というところまではこの審議会では踏み込めないが、社会的なニーズからしても、今の引頭委員からの発言のような形で、病院あるいは医療施設に関する経営状況のデータの需要というのは大変多いように思う。その点に関しては、今回、調査実施者の方でも、「今後の課題」の中で記述したような形での問題意識を持っていただいていると思っているので、すぐに実現できるかどうかは分からないが努力していただきたい。

須田委員) 「今後の課題」のジェンダーの部分と、今の経営の部分の両方に関心を持ったが、こういう統計自体が必要であるということは分かるが、どこでとれるのかというところが、よく分からない。こういう課題でいいとは思いますが、この統計でやらなくちゃいけないんだというふうに考えてしまうと、かえって本当のデータがとれなくなるのではないかということ懸念している。

もっと幅広く、この統計がほしい、経営についても全体的な姿を知りたい、あるいはジェンダーについてもきちっととれるようにしてほしいという、そこが重要な問題だということを考えながらやっていただきたいと思う。

飯島委員) いろいろ御検討されており、中身をみせていただいてそれなりに目的に合致したものだと思うが、大事なものは、これからの課題の項目について、これがまた次回送りにならないようなしなければならない。国の医療政策、行政政策へ反映させるためには、男女別とか、実人員とか、あるいは経営の状況とか、複数診療といった項目についての統計情報は必要という感じがする。だから、次回送りしないように、次回はこの検討項目については是非実現する方向でお考えいただきたい。

それから、実人員あるいは男女別等々について、すべての項目を一挙にやるというのはなかなか難しいと思う。先ほどの須田委員の発言のように、従事者数を見ても、重要性の程度というのはあると思う。把握しておく必要性の問題がある。そういう項目を絞って重点化してデータをとっていくということが大事ではないかという感じがする。

また、この票をみると「看護師」と「准看護師」、それから、「看護業務補助者」というものがあって、「看護業務補助者」の欄に人数を書かせるようになっている。これと表の方の従事者数との関係はどのように考えたらいいか、ここも換算値でいくのかどうかという点をお聞きしたい。

美添会長) 最後の点だけは、すぐお答えいただきたい。

木曾室長) 「看護業務補助者」については、常勤換算での把握となっている。

飯島委員) もう一つ、「薬剤師」というのがあるが、最近、大きな病院でも院内に

薬局を持たずに外部の薬局を使っていて、薬をもらうところが集中化されている。地域別の薬局センターみたいなどころがある。そういうところは、今回の調査では対象になるのか伺いたい。

木曾室長) 院外での薬局のことだと思うが、本調査は医療施設を対象としている調査であり、入っていない。

飯島委員) 病院の中に薬局がない、外にあるという場合には、その病院には薬剤師がいないという状態も出てくるのか。

木曾室長) 薬剤師については、例えば病院においては処方箋の発行枚数等によって配置基準が定められており、それに従って薬剤師が配置されている。

清水委員) 完全に薬剤師がいなくなることはなく、必ず院内処方の一部は条件として課せられている。例えば、病棟のサテライトファーマシーという機能は各病院に設定されているので、そこには薬剤師が何人か張りつく。これは、院外には持っていけない。通常の外來患者の方々に対する処方のうち、100パーセント院外処方に持っていくのか、50パーセントにするかは選択的な事項になっているように聞いている。それらの部分以外のところは、さまざまな規制やルールがあり、院内で何名ということは、それぞれの病院の規模あるいは患者数に応じて設定されている。

飯島委員) 今お話のような前提の下に、病院に必要最低限の薬剤師を置かなければいけないということは規定されているのか。

清水委員) そのとおり。

飯島委員) それ以外はアウトソーシングしてもいい、病院の判断であるということになっているのか。

清水委員) そのとおり。

飯島委員) 最近、アウトソーシングが増えている。

廣松部会長) 先ほどの須田委員の発言とも絡むが、この医療施設調査というのは、最初の諮問のときに説明があったと思うが、昭和20年代の初頭から始まったこの分野では最も古い調査であり、その点に関しては、答申(案)の1ページの「今回の調査計画」(1)医療施設調査の下2行のところにごく簡単に書いている。全数調査で基本的な診療機能の把握を行う、医療施設を対象とする他の統計調査の母集団情報を提供するものという、基本的な役割を果たしている。先ほど御紹介したとおり、例えば経営状況に関しては、「医療経済実態調査」においてこの母集団情報に基づく標本調査がされている。

それと同時に、先ほどの薬剤師の件であるが、医師と薬剤師と歯科医師、いわゆる「3師」というものについては、別途、調査がされている。その意味で、先ほどの須田委員の発言も踏まえて、いろいろな形でデータの収集がなされており、かつ、こういう統計調査も行われている。だから、その辺の整理なども今後考えていかなければいけない課題だというふうには思っている。

新村委員) 私も部会の委員であるので、審議には参加していた。先ほどの須田委員

と、今の廣松部会長の発言と同じようなことであるが、一つの調査であれもこれもすべてを調査するというのは難しいということが1点目である。こういう詳細な調査が母集団調査になるということには若干無理があるような気がした。この間、舟岡委員の御発言の「サービス業基本調査」から医療が外れていることの意味まで考えると、どの調査でどういう情報を得るかということについて、厚生労働省でもう一度見直していただきたいということをこの審議の過程で大変強く感じた。

それから、すごく小さいことではあるが、答申文なのでちょっと言いたいが、「(奇数) 票」という言葉をやめたい。今ごろ言って申し訳ないが、今読んでいて気がついた。もはや「(奇数) 票」ではないので、「詳細票」とでも読み替えてはどうか。

美添会長) その名称に関しては確かにそうである。ただ、500床未満のところには「(奇数) 票」は残る。

新村委員) おっしゃるとおりである。ただ、全体としてそういう呼び方はおかしいので、答申文からは落とす方がいいのではないかと思う。

美添会長) 今の最後の件については、検討していただく余地はある。必要なら文言の訂正をするが、このままで紛れがないということであれば、このままにしたい。

新村委員) 別にこだわらないが、あとに禍根を残すといけないと思った。

美添会長) 私も、前回の平成14年の審議のときには部会に参加していたので、そのときのことを紹介させていただきたい。委員として2点、比較的強い趣旨の発言をした記憶がある。

一つは、標本設計について、更に改善の余地があるということだったが、これに対しては、厚生労働省は大変丁寧に対応していただき、あとで伺ったところによると、目的外利用申請をして詳細な標本設計の研究成果に基づいて今回の提案に結びついたという。これについては廣松部会長も指摘されており、私も非常に高く評価したいと思う。これで統計の精度は上がるし、報告者の負担を抑えることにもつながる。

もう1点、私が主張したのは「主傷病」と「副傷病」の話であるが、統計的分析という視点からすると、これが前回廃止されることになったのは非常に大きなマイナスであるという理解であった。報告者負担ということからやむを得ないということで、今回も継続的に検討がなされたが、やはりやむを得ないということになり、大変残念である。最後のところに、将来に関して電子カルテの普及が図れば、この点は解決できるであろうという判断のようであるので、「今後の課題」については、3年後には解決できているという期待が込められていると理解しておく。

私自身はそれほど強いこだわりはなかったが、3番目に、3年前の部会で問題を指摘されていた「経営状況」という言葉についてであるが、「経営状況」という言葉だと少し狭すぎると思う。新村委員、須田委員からも指摘があったが、その必要性は認める一方で、どの統計調査でとるかの整

理をすべきだということである。

医療施設に関しては、「医療サービス全体としての母集団情報をとる」ということが書いてあるが、母集団情報をとるにしては部分的に詳細な項目がある。医療法人という組織と、活動を実施する病院、一般的に言えば事業所という、法人と事業所の関係の基礎的な資料をとるという目的からすると、一般的には細かすぎて記入者負担が大きい。一方、これを母集団名簿として詳細な活動状況をとるとしたら、先ほど紹介のあった「医療経済実態調査」は小さすぎて精度が保証されないという位置付けになると思う。

統計審議会では、今回提案されている医療施設調査に関する議論をしたわけであるが、実施者として医療サービスの提供にかかわる統計全体の体系の中で必要な事項は何か、それほどの統計調査で実施したらいいのかという視点も必要である。この統計に取り込めるところは取り込めればいいのか、難しいことが幾つか指摘されている。その解決に向けては、この統計の担当者だけでは議論しきれないが、厚生労働省全体として、医療サービスという活動を政策に反映させるためにどの点を把握するのかという明確な検討が必要だと思う。

廣松部会長) 先ほどの新村委員の御指摘の点は、事前に感じていた。資料5の別添9に「平成17年患者調査の調査票」(案)がある。その1ページ目でも2ページ目でもいいが、そこに既に「(奇数)票」と書いてあり、生年月日の末尾、すなわち「日」が、1、3、5、7の患者、それから、先ほど説明した600床は3、5、7の患者ということで、いささか強引ではあるが、全部奇数だからということで、このままの「(奇数)票」でお許しをいただければと思う。

美添会長) その点は、事務局に預かりということによろしいか。

新村委員) やはり変かなとは思いますが、別にこだわらない。

西村委員) 先ほどの「副傷病名」の件であるが、私が東京大学の大学病院の経営に若干絡んでいたことがあり、この点について実務の先生方からいろいろなお話を聞いている。統計的に考えると、例えば主要な業務内容は何かというときに、1、2、3と業務内容があって、それについては基本的には売上高で明快な区別はつく。しかし、傷病名という形になると、そういう形のものをつくれない。

最近の例でみると、15ぐらい傷病名がついているケースがごく普通にあるそうである。そのうち、きょうは風邪で病院に来たと言っても、先生としては風邪ではみないで、ほかの慢性疾患でみるというようなことになる。そうすると、その人が医者からみて何でかかったのかというのがまず分からない。それから、順番をつけて、副傷病名を調べるということも非常に難しくなると思う。

そういうことから考えると、「主傷病名」、「副傷病名」ということ概念そのものをもう一度考える必要があるのではないかという気がする。逆に

言えば、電子カルテが普及すれば基本的には全部書いて、データマイニングしていくというようなスタイルの分析をする方が、主傷病名若しくは副傷病名をわざわざ書かせるよりは、実りのあるものができるのではないかと思うが、この点については今後の検討課題としてお考えいただきたい。

廣松部会長) その点に関して補足すれば、「第107回の結果概要」の4ページの答申案の審議の四つ目の「○」のところで、今の「主傷病」、「副傷病」の把握に関して、医者立場からすれば、医者の第一の目的は患者が訴える「主訴」をどうやって理解し、それを診断して治療するかということだそうである。したがって、その人はひょっとするとたくさん病名を持っているかもしれないが、アクチュアル主義とユージュアル主義と似たようなところがあって、今来た患者さんのアクチュアルな意味での病状は何か、それから、ユージュアルな傷病というのは何かということを経験的にもう少し整理してやっていると、このままでは医者の意見と統計サイドから見た意見とが平行線をたどっているようなところがある。その点は「今後の課題」のところで書いたとおり、次回に向けて概念的な整理も含めて是非よろしくお願いをしたいということである。

美添会長) 私もアメリカの大学院にいたときの専門の一部が医学統計だったので、言いたいことはあるが、何のためにこの傷病の発症率をとるのかという判断が、厚生労働省で少しずつ変わってきているという気がする。それで、更に解釈が難しい調査になってきたのが歴史的経緯ではないかと、個人的には思う。

この点については、課題に書き込んであるし、先ほど西村委員の発言にもあったように、電子カルテの普及があれば自然に解決されそうな問題だと思うので、今後の課題ということをお願いしたいと思う。

木曾室長) ただいまの「主傷病」の議論について、実施者側から一点だけ御説明させていただきます。

部会でも議論があったが、患者の病気を一つに特定するという点については、まず患者の種類によって違う。簡単に分かるような方もいるし、中には、多くの病気を持っていてなかなか難しい方もいる。では、難しい病気を持っている方の場合どうするかというところが最大の議論になると考えている。

ただ、こちらの部会のまとめにもあるように、専門委員から、一定の蓋然性というか、ある一定の確率で一つの病名を主傷病とすることについては可能であるが、その他多く保有する病気について、どれを副傷病とするかということについては、そこは甲乙つけがたいところがあるので、かなり難しいのではないかと御意見を頂いている。

厚生労働省の実施部局としても、高齢化の進展や傷病構造の変化等があるので、傷病を複数把握している患者が増えてきているということは認識しており、副傷病のみならず、複数の傷病を把握するという点についての問題意識は持っているので、「今後の課題」のような記載になっていると考えている。

美添会長)「今後の課題」に書かれているように、よろしくお願ひしたい。

先ほどの微妙な文言の修正については、「(奇数)票」のままでお認めいただけると思う。他に特段御異議がないようなので、本案をもって当審議会の答申として採択してよろしいか。

(異議なしとの声あり)

それでは、この案で総務大臣に対して答申することとしたい。

ただいまの答申に関して、厚生労働省大臣官房の鳥生統計情報部長からごあいさつを頂く。

鳥生部長)ただいま、平成17年医療施設調査及び患者調査の調査計画についての御答申を頂いた。本計画案については、1月14日の第622回統計審議会で諮問され、その後3回にわたる部会審議を経て、本日答申を頂き、厚く御礼申し上げる。

答申にもあるとおり、医療施設調査では、医療提供体制の整備状況及び医療情報の活用・提供等の実態を、また、患者調査では報告者負担の軽減を図りつつ、患者の傷病構造をよりの確に把握するため、今回の計画とした。私どもとしては、本日頂いた答申を踏まえ、調査の目的が十分果たせるように、今後の調査を実施してまいりたいと考えている。また、今後の課題とされた事項についても、鋭意検討を進めてまいりたいと考えている。

最後になるが、美添会長、廣松部会長始め委員、専門委員の皆様方の熱心な御審議に対し、心から御礼を申し上げて、御礼のあいさつとさせていただきます。

(4) 部会報告

○指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認の報告

総務統計局統計基準部の桑原統計審査官から、平成17年1月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「学校基本調査」の統計法第7条第2項による承認について、資料2による報告が行われた。

1) 農林水産統計部会

平成17年2月24日に開催された第96回農林水産統計部会(議題:「作物統計調査の改正について」)の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

2) 国民生活・社会統計部会

平成17年2月24日に開催された第107回国民生活・社会統計部会(議題:「平成17年度に実施される医療施設調査及び患者調査の計画について」)の開催結果については、答申(案)の審議の際に審議経過と併せて報告された。

(5) その他

美添会長から、平成17年2月には、指定統計調査等について軽微な承認案件として処理したものはなかったことが報告された。